東かがわ市規則第39号

東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月１日

東かがわ市長　上村一郎

東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則（平成15年東かがわ市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第29条の５　給与条例第13条第４項の規則で定める通勤手当は、１か月当たりの運賃等相当額等（第29条第３号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第13条第２項第２号に定める額（第29条第２号に掲げる職員に係るものを除く。）をその支給単位期間の月数で除して得た額及び給与条例第13条第３項第１号に定める額の合計額（第31条の２第２項において「１か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が55,000円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第13条第４項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。	第29条の５　通勤手当は、支給単位期間（第４項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第32条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給与条例第７条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第25条第１項の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
２　給与条例第13条第４項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 （１）　職員に新たに給与条例第13条第１項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の給与条例第７条第１項に規定する給料を支給する日（以下この条において「給料の支給定日」という。）以後となる場合 （２）　職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合（第31条第２項第２号又は第３号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）	２　支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
３　給与条例第13条第４項の規則で定める日は、給料の支給定日（その日の属する月が給料の月額の半額ずつを月２回に支給する月である場合にあっては、先の給料の支給定日）とする。	３　職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
４　給与条例第13条第４項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第25条第１項の規定による届出に係	４　給与条例第13条第４項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当

改正後	改正前
る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。	該各号に定める期間とする。
	（１）　職員が２以上の交通機関等を利用するものとして給与条例第13条第２項第１号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、１か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間 （２）　職員が給与条例第13条第２項第１号及び第２号に定める額の通勤手当を支給される場合において、１か月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
５　支給単位期間（第１項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が地方自治法（昭和22年法律第67号）第４条の２第２項に規定する地方公共団体の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い地方公共団体の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。	
６　職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第２項各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。 （１）　職員に新たに給与条例第13条第１項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は第31条第２項第１号若しくは	

改正後	改正前
第３号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等　当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者 （２）　前号に掲げるもの以外の支給単位期間等　当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者 7　前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。	
第31条　通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第13条第１項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第25条第１項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。	第31条　通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第13条第１項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第25条第１項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
2　通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。 （１）　通勤手当の額を増額して改定する場合（第３号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第25条第１項の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理	2　通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

改正後	改正前
した日の属する月） （２）　通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月） （３）　月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が２以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月 ア　通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合　市長の定める月 イ　アに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月 ３　前項第３号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。	
第31条の２　給与条例第13条第５項の規則で定める事由は、通勤手当（１か月の支給単位期間に係る通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。	第31条の２　給与条例第13条第５項の規則で定める事由は、通勤手当（１か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。
（１）～（４）　略	（１）～（４）　略
２　略	２　交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第13条第５項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（１）　１か月当たりの運賃等相当額等（第29条第１号に掲げる職員にあっては、１か月当たりの運賃等相当額及び給与条例第13条第２項第２号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額	（１）　１か月当たりの運賃等相当額等（第29条第１号に掲げる職員にあっては、１か月当たりの運賃等相当額及び給与条例第13条第２項第２号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に１か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、

改正後	改正前
ア　イに掲げる場合以外の場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。） イ　前項第２号に掲げる事由が生じ、前条第２項第１号又は第３号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第２号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき　既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額	同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
（２）　略	（２）　略
３　給与条例第13条第５項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月（前項第１号イに掲げる場合に該当する場合にあっては、市長の定める月）の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。	３　給与条例第13条第５項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。
第31条の４　略	第31条の４　支給単位期間は、第31条の規定により通勤手当の支給が開始さ

改正後	改正前
	れる月又は同条第２項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。
２　月の途中において法第28条第２項の規定により休職にされ、育児休業法第２条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月から開始する。	２　月の途中において法第28条第２項の規定により休職にされ、育児休業法第２条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が２以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。
	３　出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年10月１日から施行する。

（支給単位期間等の開始に関する経過措置）

２　令和８年９月２日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年東かがわ市条例第30号）第13条第１項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則第31条の４第２項に規定する場合（同条第３項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則第29条の５第５項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。